

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄の航空権益第五巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43489

日米航空交渉對外方針

(二)

極秘 無期限
16 部の内
5号

国際経済課長 中野調査官	条約課長
国際協定課長	

日米航空交渉文書方針 (案) K-2112

45. 12. 8
アドハルズ(西中)

12月7日の米国政府各部打合せ会の結果、概要
内閣の検討を終り、次回打合せ会 (12月9日午後)

从略半よりアドハルズ(西中)によれば、主として具体的な考え方
針(案)につき検討を行なはととなつたところ、当省で
原案作成となり、その他の方針(案)を別紙のとおり作成したので
て直ちに賜り度く。その上で、本件日本へ輸出の際
の運輸者へ手配配布し検討願ふこととした。

GA-6
(又、冒頭文書内では、運輸局に草付)

外務省

極秘 無期限
16 部の内
5号

米北ノホ 3
昭和25年12月 日

注 意 牛場太介 所

外務大臣

(件名)
日米航空交渉文書方針 (案) K-2112

引用公・電信
日付・番号

きたる12月14日より實地にて実験される予定
の日米航空交渉における、下記右記に従う
事とされたたり。

(※印は文書登記人)

※ 付搭添便 付積空便(行) 付積空便(DP) 付積船便(貨) 付積船便(郵)

GA-2-1
外務省

正 二
記
わが方の
要求
1. 路線修正の題

(1) 日米民商航運協定に基づく汎国路線
権の佑には不均衡が存在するので、公平な路
線権を確保するために、日本側が公平な路線
と基本基準を含む不平等論を基調として、進
歩の路線価値論の基本立場に所要の修正
を加え、路線価値を計数的で示す。
次の優先順位へ従って、協定附表の日本側
路線の修正、ないし制限の解除を図ること
努めることとする。

ただし、この優先順位は表面的には表示のな
形では米側に示さないことにし、かく、オーバーの
シカゴを除き、オーバー順位以下につけては、沖縄の米
航運権の題、及み米補助の航運企業への便敷

獲得によるものではない
特許権等との競争によりて、必要に応じ順位を
変更して差支えない。

(1) 日本側北部太平洋路線(路線(A)(k))に
シカゴの優先順位 (又は、可能な場合は、いん
くかれて、シアトル、カナダの地名(複数)及び
ユーヨーリ以遠の権利の追加修訂)。
(2) 日本側中部太平洋路線における中華人民
共和国についての運輸権(路線(A)(1)(b)並い
く(A)(2)の法2.)の制限解除。

(3) 日本側グアム路線(路線(A)(t))のグアム
以遠権の追加修訂、並びに可能な場合は
現行の「サイパン島を経てグアム島へ」を「カリ
パン島及びグアム島へ(並びに双遠)」に修正。

<p style="text-align: center;">4</p> <p>(=) サン・フランシスコ 及び ロス・アンゼルスのコーターミナル化。(たゞし、場合により西海岸止りの運航のため限ることと止めを継続。)</p> <p>(木) 現行日本側中部太平洋路線のオノルルから分離して、東太平洋の地帯への以遠権の追加修正。</p> <p>(2) なお、米側の太平洋ケースの決定の結果、^{日本}企業の競争上の立場に影響を与えたか否かのインパクト論議は、米側の主張する企業収益論に巻き込まれ、かね方の立場を不利にすると考えられるので、始めて之に立ち入りません。</p> <p>2. 沖縄返還に伴う米側空港権の取扱いの問題</p> <p>(1) 沖縄返還協定交換において、米側より返還に伴う特殊事情を理由に、カボタージュを含む暫定的措置を要求された。その結果</p> <p style="text-align: center;">(現状維持)</p>	<p style="text-align: center;">5</p> <p>沖縄返還協定発効日K 航空協定附表に於ける 修正を行ひ同日発効させることを提案趣意にて いふといふ、かね方は、現行航空協定に不均衡が存在 する現状の下で、直ちに米側要求を容むことは両国 路線権のバランスに重大な影響があらため、基本的にはこのかた題を日米民間航空運送協定の枠組の 内題として検討することを主張することとし、同協 定附表の不均衡は正の一環として、カボタージュの 権利を除き那覇を米側に認めさせりに上記 1.(1)のめが方要求事項の中、適宜基動権の路 線権との交換(地図上の権利)を図るよう努める こととする。</p> <p>特く、米側が那覇とシカゴまたは中南米 以遠権との交換にたゞかる限りにおいては、カボタージュ の権利を除き、米側にせん那覇への運輸権を</p>
--	--

→ 恒久的な権利として認めて差支えない。

(2) 米側は上記(1)に応じず、沖縄返還
に伴なう米航空権益の問題を航空協定
の枠内で解決するには 転送措置案に行
なうべきであるとの立場に固執する場合には、
沖縄返還協定交渉全般の進捗状況をと
考慮して、双方の基本の立場を確保し、
転送措置(カボタージュを除く現状凍結)
に対する妥協案を行ないヒッピ止むを得ない。ただし、
その具体的な内容については、東京における
返還協定交渉と併行して航空専門家
を交えた別途交渉の場において具体的な文
書する旨の合意を廻ることに止めようとする。

(3) なお、上記(2)の転送措置の詳細につき

は追って詳細検討する [REDACTED]
こととし、今次交渉に

よりでは、その改善には触れないとしても、依然
次の改善のものとする。

(i) カボタージュは、いかなる場合も認めない。
(ii) 転送措置の期間は、その性格に鑑み、出来る
限り短期間とする。(凍結期間2年目)
最長2年目。
(iii) 対象企業は、現状実力にて那覇へ運航
される会社に限り、その運航路線形態と
現行協定路線3.を除く現状通りとする。
なお、米側航空企業の[REDACTED]経由の便数、
輸送力について、どちらかの方法かを検討す
ることとする。

3. 米国補助航空企業によるチャーター便数控ひき題

(1) 本問題に及んでは、日米航空業界全般の問
題の一端として考えよべきであり、日本側に相互通じる

存在しない現状においては、路線権をもつてゐる方の満足する結果を得られない限り、便数枠についても譲りぬきのものとの考え方の基本の立場に基き。

本問題が米側より提起された場合には、上記

1. (1) の考え方要求路線権との対応において次の暫定措置をとることとする。

たゞし、米側よりのチャーチー協定の締結交渉開始の要件には、その様に越していかないとしてこれには応じないこととする。

(1) シカゴの追加修造及び中南米以遠権による運輸権の制限解除(要求順位カリカルカ)

く米側が応ずる場合には、1971年の便数枠を110～130便(基準)と設定し、3～4年

で10%毎に、又は前年増率20%と次の暫定措置を応じて差支えなし。

(2) たゞし、シカゴの追加修造のみの場合には、最終

年次便数を200便程度とするところとし。

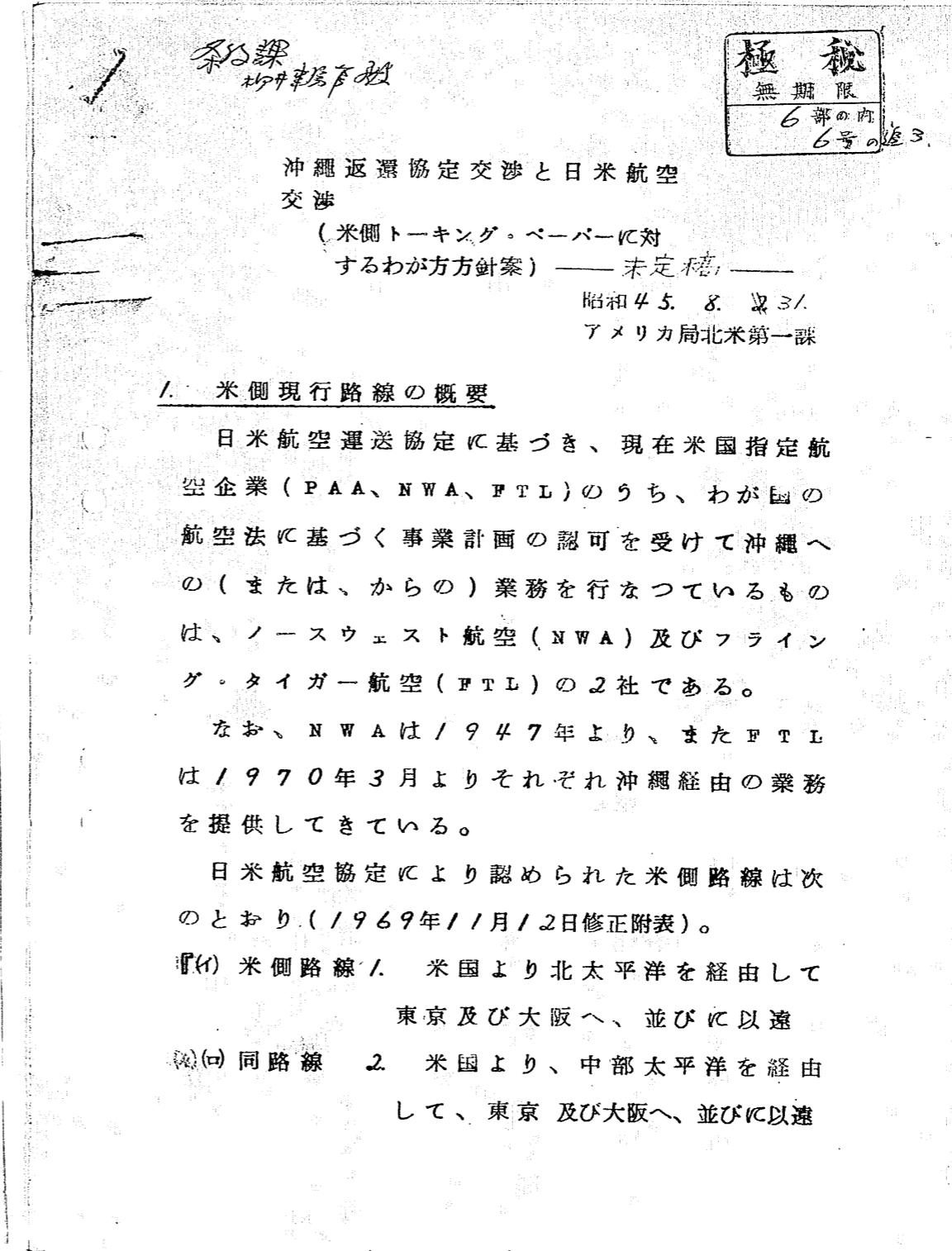
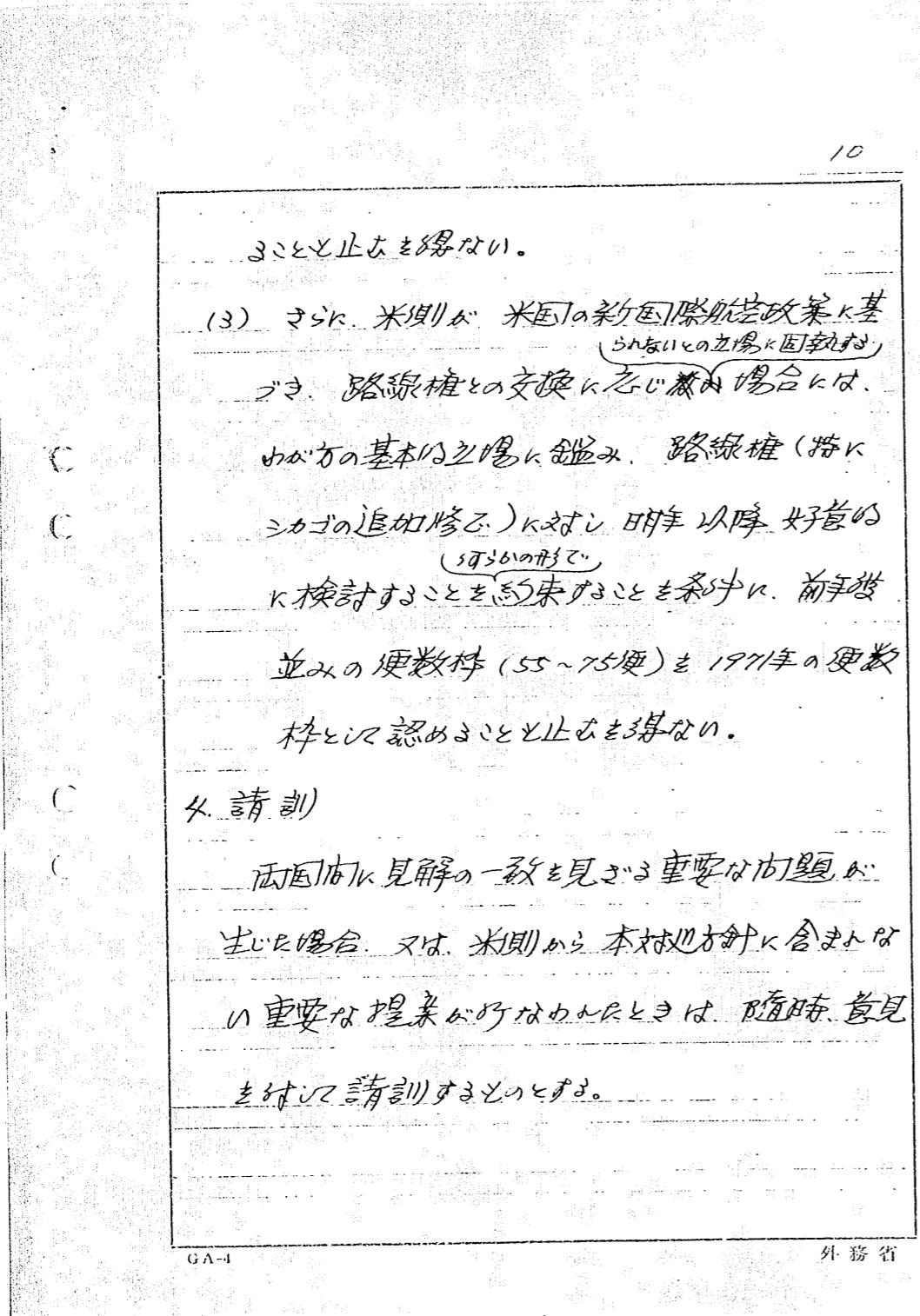
また、シカゴ、中南米以遠の運輸権の制限解除の方法が認められる場合は、250便程度まで認められることとする。

(2) オー米側が上記(1)の暫定措置に応い

なれば、とりあえず、来年(1971年)の便数枠問題の解決のためを要とする場合には、わが方の基本の立場に応じて差支えなし。

(1) ウィントン路線権向頭く実現する予見の配
わが方要求路線中
度、ないしは、3回の路線変更が認められ
る限りにおいて、前年並みの55～75便を
認めることとする。ただし、

(2) また、中南米以遠の運輸権の解除が
認められる場合には、110～130便まで認め



(4) 米側路線 3. 沖縄より大阪及び東京へ(注3)

(注3) 「これらの路線を許与するにあたり、各締約国は、アメリカ合衆国が沖縄に対する行政、立法及び司法上の権力を行使している根拠たる1951年9月8日にサン・フランシスコで署名された日本国との平和条約第3条の規定を了知するものである。」』

上記注記は、平和条約発効後、日米航空協定締結交渉において、沖縄に対するわが国の潜在主権並びにこれに基づく沖縄の地点の特殊性を明記せしめようとする日本側の主張をめぐり、種々討議が行なわれ、かなりの日数を費した結果、かかる表現としてまとまつたものであり、暫定的措置としてとられたものである。

2. 米側航空権益の法的性質

(1) 法律的には、外国航空企業の特定地点における運航権は、国内法に基づく許可によつている場合を除き、航空協定という国際的合意に基づいて創設される権利であり、沖縄に対

する米側の商業航空権 (*commercial air rights*) は、沖縄施政権の対日返還により、上記航空協定の前提となつてゐる平和条約第3条の沖縄の地位が変更される場合においては、これが一旦白紙に戻ると解すべきであろう。

(2) 1970年7月24日付の米側申入れは、日米双方によつて原則的に受け入れられた米国資産処理問題の基本的的前提は、それが米国にとって国際収支上の損失 (*loss*) とならないこと及び米国企業の利益を害しないこと、にありとして議論を進めているところ、⁽¹⁾米側としては沖縄を返還するに際し国際収支を悪化せしめず、かつ、既得権益を害せずとの見地より、諸般の経済上の問題（在沖米国企業の利益に関する問題も含む。）を日本との間で処理したいとの基本的立場をとつてゐるものであろうが、これが沖縄返還問題一般に関する日本側も合意した基本的前提となつてゐるといえます。⁽²⁾ 指定航空企業の利益は、航空協定によつて創設されるものであり、米施政

本件については、論理的には或いは本件の性質上、
沖縄返還協定交渉の一環として検討され、原則的合意が
図られた後、航空協定交渉の一環で具体的に検討する
という考え方があつた。

~~秩序によつて創られた米系企業利益の施政権~~
~~移転に伴う衡平な取扱い (equitable treatment)~~
の問題とは異質なものである。

3. 米側申入れに対するわが方の基本的対処方針

上記の次第にかんがみ、本件に対する基本的
考え方としては、~~沖縄~~米航空企業の商
業航空権の問題は、日米航空協定の問題の一環
として第一義的に日米航空交渉の場において検
討するとの立場をとることが妥当と考えられる。
追つて、米側トーキング・ペーパーにより提
起された点に関する問題点及びとりあえずの考
え方は以下のとおり。

- (1) 「那覇」を米航空企業のためのサービス。
ポイントとして残し、現行日米航空協定附表
の米側路線 1 及び 2 に「那覇」をコーダーミ
ナルとして追加する問題に関して、
(1) 協定上は、米側企業に対して認められる
日本国内の地点が、現在の 2 地点（東京、
大阪）から 3 地点となり、現時点における
米国指定航空企業 3 社（NWA、PAA、FTL）

に加え、現在沖縄のみに業務を提供（注）
しているトランセワールド航空（TWA）及
びコンチネンタル航空（COA）の 2 社が、
第 4、第 5 の指定航空企業となり、これら
追加指定航空企業は、少なくとも協定上は、
東京、大阪への乗入れをも認められる形に
なるという問題がある。

（注） TWA ロサンゼルス～ホノルル／ヒロ～ゲア
ム～沖縄～台北～香港～タイ～（世界一周）

COA ホノルル～信託統治地域内地点～グアム～
サイパン～沖縄

- (2) 仮に TWA 及び COA の業務は、
は沖縄（那覇）のみに限られるとのな
んらかの合意ができたとしても、その
期間経過後、米側がこれら企業による東京
及び大阪への運航開始を強く要望することは
十分考えられる。その場合、米国政府が
必要な国内手続をとり、協定上定められた
手続さえとれば、法律的には、日本側はこ
れを拒否しえない。（特に TWA は永年東
京乗り入れを強く希望している。）

(b) さらに上記2社(TWA、OOA)の追加指定が行なわれる場合には、日米両国間の航空権益の差は、さらに拡大することとなる可能性がきわめて大きい。

(c) 従つて(i)米側の要求に対する十分な代償(たとえば大巡回コース上のポイントとしてのシカゴの追加)がえられるならばともかく、それがえられない場合で、かつ(ii)1942年中の沖縄返還(そのためには遅くとも来年前半中に返還協定の大綱につき合意に達しておく必要がある。)という大前提との関連から、早急に一日米航空交渉による結着をまたずに一なんらかの実際的、かつ、暫定的措置を認める必要がある場合には、

(a) 第1段階として(日本側第1次案, first line of defenseとして)NWAは1947年以来の実績もあることでもあり、[]間(米側提案の10年とは別)のもので、日米の話し合いで決める(注)。

に限り那覇への継続運航(ただし、下記

(2)のカボタージュは認めない。)を認めることはやむをえないかも知れない。ただし、その他の企業(FTL、TWA、OOA)の那覇への継続運航は認めない。

(この場合の航空協定附表上の取扱いは、米側路線1及び2に那覇をコーナーミナルとして追加し、その注記として米航空企業/社(NWA)のみ那覇に運航できる旨明記するか、または別途交換書簡により同様の取扱を行なう必要があろう。)

(注)発展あいつぐ航空界の状況からして、[]の10年は暫定期間として長すぎ、全く問題外である。シカゴ問題解決との関連もあるが、せいぜい3年程度(場合によりその再延長)が限度と思われる。

(b) 第2段階として(日本側第2次案, second line of defenseとして)上記(a)のNWA/社のみに特例を認める程度では

米側が満足せず、諸般の事情より必要と認められる場合には、上記暫定期間に限り、現在沖縄へ運航している米指定航空企業（NWA、FTL）2社に限定して継続運航を認めることもやむをえないと考えられる。

(c) なお、現在の非指定航空企業たるTWA及びCOAに対しては、あくまで現行日米航空協定の枠外の問題として取扱い、最終的にその継続運航を暫定的に認める必要がある場合には、日本側の格別の好意的配慮により別途国内法（航空法第129条）に基づく許可という、日本側による国内的な措置として、上記暫定期間に限り、現状どおりの運航を認めといいうのが得策であろう。

(2) 日本本土、沖縄間の米運航権の暫定的継続の問題については、現在の米航空企業による運営形態を前提とすれば、今回の米側申入れはNWA及びFTL両社による東京、大阪と那覇間の

カボタージュ（すなわち、国内営業）の許可を求めていることとなるが、

(1) ICAO条約加盟国（日米とも当事国）は、ICAO条約第7条（下記注／参照）により、かかる許可を与えない権利を有し、他の国（または航空企業）に対して排他的な基礎の上にそのような特権を特に与える取締を締結しないこと、及び他の国からそのような排他的な特権を獲得しないことを約束しており、わが国航空法（第130条）も同様に規定している。

(2) 上記はカボタージュの禁止を義務づけているわけではなく、同条約文の解釈にも確立したものはない由であるが、カボタージュを一国のみに排他的に認めることは禁じられており、国際的にもかかるカボタージュを認めている事例は皆無に近く（注2）、わが国としてもかかる権利を、たとえ暫定期間内であつても、本件路線に限り米國のみに認めるわけにはゆかないと考える。

(注)

1. ICAO条約第7条(国内営業)

各締約国は、他の締約国の航空機に対し、有償または貸切で自國の領域内の他の地点に向けて運送される旅客、郵便物及び貨物をその領域内において積み込む許可を与えない権利を有する。各締約国は、他の国または他の国の航空企業に対して排他的な基礎の上にそのような特権を特に与える取扱をしないこと及び他の国からそのような排他的な特権を獲得をしないことを約束する。

2. ICAO第59回報告書によれば、北欧3国が、(1)アイスランド航空に、コペンハーゲン・ハロー・ウェー諸島間、(2)KLM/NORWEGEAN内地点、(3)BIA/ストックホルム間ににおけるカボタージュを認めているが、その許可に際し、第三国より同様の要求がある場合には、これを取消すとのセーフティ・クローズが付されている由である。

(3) 収益格差の算定基準の問題

今次米側申入れがなされるに当つて用いられた格差算定の手法については、

(1) 収益格差の算定方法に国際的に認められた基準がない。日米間の航空収益格差の検討に当つては、日米間で合意しうる計算基準によるべきことを主張することが必要であろう。

(2) さらに米側トーキング・ペーパー別添Ⅲのデータ(1968年の収益)については、上記がOOA(68.5.19より沖縄へ運航開始)の収益が含まれているか否か不明であり、さらに1969年8月より沖縄経由の業務を開始したTWAの収益はもとより含まれていないという問題がある。

(3) 米国にとつても、国際収支上の考慮は必要であろうが、民間航空業務による収益、特に沖縄よりの及び沖縄経由の航空業務による収益が、米国の国際収支全体に占める割合がきわめて大きいものならばともかく、

さほど大きいとは考えられない。むしろそれよりも米国政府としては、すでに営業を行なつている米航空企業の既得権益の縮少は認め難いところに問題の本質があると考えられる。

(4) 結語

本問題は、米側の既得権益の縮少の暫定的緩和と、わが国が必要とする航空権益との交換の方向で対処すべきであろうと考える。

(1) 具体的には、シカゴ乗入れとの交換が理想であるが(米側の路線価値表によれば、1968年でシカゴは約800万ドルである。)、従来の日米航空交渉の経緯からみて、米側が簡単に上記ディールに応ずるとは思われない。

(2) しかし、沖縄とシカゴ以外の目標、たとえばSFO/LAXのコーターミナル化との交換は、シカゴ問題の推進をかえつて困難になると思われる。

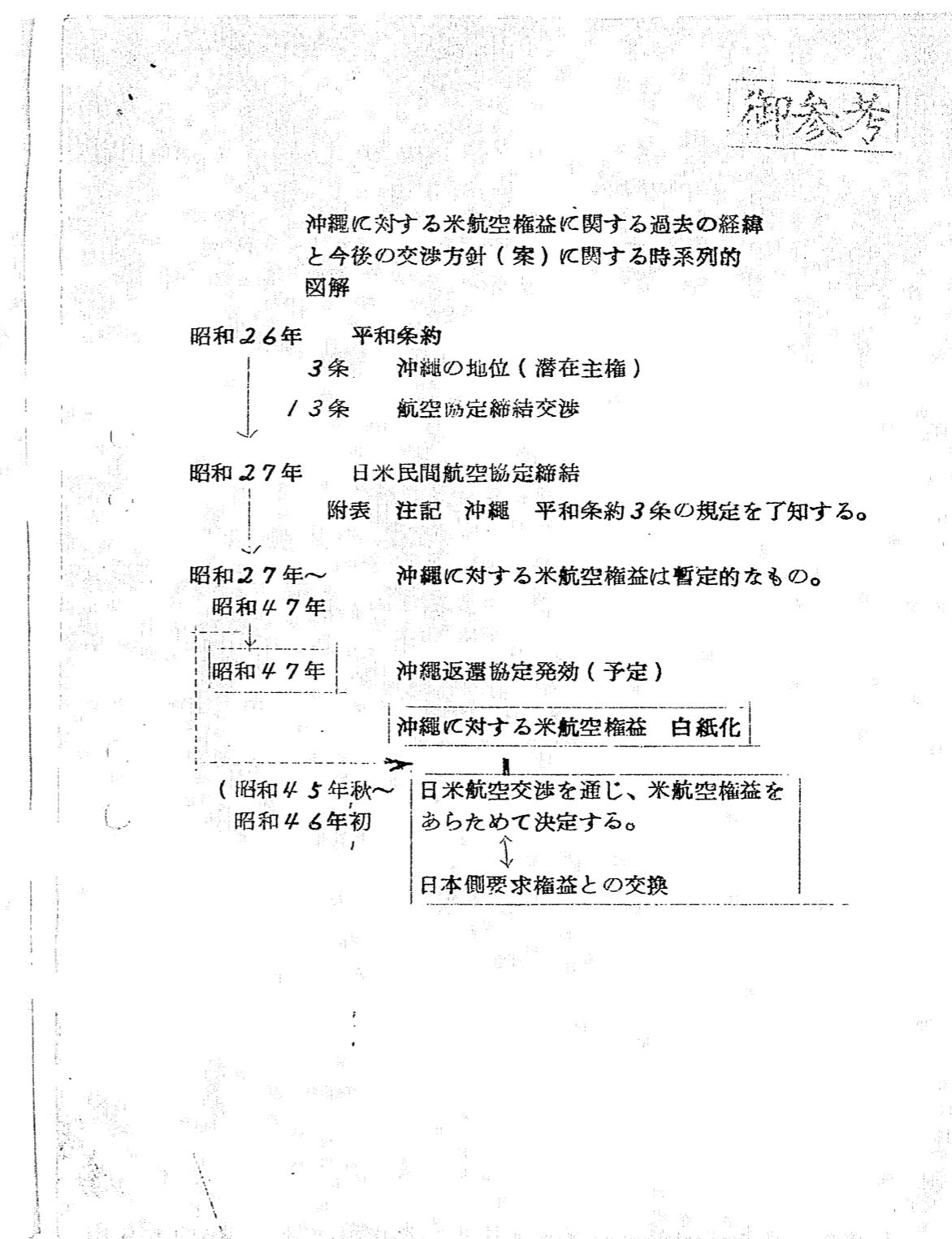
(3) 結局米側は、暫定的に沖縄の航空権益の

維持を希望しているのであるから、これに応することとした(ただし、いかなる暫定期間を考慮するかは他の要素とも関連するが、一応3年程度がとりあえず考えられる。)、その見返りとして日本側にもシカゴを許せよとの形でディールにもち込むべきであると考えられる。

(2) なお、シカゴを暫定的に獲得する線で妥結することも理論的には考えうるも、暫定期間設定の日米両国にとって持つ意味はそれぞれ異なるものである。すなわち、米側にとつては、上記は沖縄からの企業撤収の可能性を含めての暫定期間であり、従つて関係施設の維持管理費は別として新たな投資を必要とするわけでなく、ただ暫定期間にかせぎまくればよいのに反し、他方日本側にとつては、上記はシカゴへの新たな進出である以上、その乗入れのためには各種の資本投下を必要とするのであって、たとえ暫定的乗入れ権を獲得し、運航による

実績を作つても暫定期間終了後も米側が上記実績にかんがみ引き続き許与するに至るとの保証がない以上、かかる不安定な形でシカゴを獲得することは断念し、むしろ当初より日本側へのシカゴの許与は期限の限定なしという方向でディールに持込むべきであろう。

(ホ) なお、米側が暫定期間後の取扱いにつき固執する場合には、同期間終了時に日米間で再交渉するのが妥当と思われる旨応酬する。



御参考

沖縄に対する米航空権益に関する交渉 (米側要求と当方対処方針案)

米側の要求	第1点	第2点	第3点
	(1)「那覇」を残置し 米路線1.2のゴー ターミナルとして 追加 (2)現在の各社の運航 権利を認めます。	東京／大阪と那覇 間の運輸権の継続 許可 (カボタージュの 認可)	左記第1.2点の前 提たる沖縄路線の 価値計算に特別な 方式を認めて欲し い。

返還交渉促進
→(日米航空交渉を通じ決める。)
という圧力

日本側の対案	第1点	第2点	第3点
	(1)シカゴとの交換で 那覇のゴーターミ ナルを認める(現 在の指定航空企業 のみ)。 (2)TWA、OOACI については国内法 (航空法第129 条)のみで手当す る。	カボタージュは認 められない。	(1)本来の権利交換 のための計算に よる(白紙の状 態からの計算) (2)沖縄の特殊性に 対する配慮は繼 続運航を認めるこ とで十分尽さ れる。

CONFIDENTIAL

- 2 -

Talking Paper

Tokyo, September 29, 1970

1. Under the Civil Air Transport Agreement between Japan and the United States of America (hereinafter referred to as "the Agreement"), Okinawa is considered as a U.S. point. Upon reversion to Japan of the administrative rights over Okinawa granted to the U.S. by Article 3 of the Peace Treaty, however, Okinawa should no longer be considered as a U.S. point, and the Agreement should be amended accordingly.

In this connection, the Government of Japan does not take the view that the proposition advanced by the United States that "Okinawa reversion should not result in a balance of payments loss to the U.S. nor in harm to U.S. business interests operating in Okinawa" should necessarily be applicable to the treatment of the United States civil air transport interests in Okinawa. However, the Government of Japan is prepared to hold consultations with the Government of the United States aiming at working out some mutually satisfactory formula for the treatment of such United States air transport interests in Okinawa.

2.

2. With respect to the United States request that four U.S. carriers presently serving Okinawa (two designated and two non-designated airlines) "should continue to have air transport rights in Okinawa" even after the reversion "so that these four carriers may continue their established operations there" as well as the request that "preservation of these air rights would be confirmed in an amendment to the Schedule of the Agreement", the Government of Japan considers, as the Government of the United States recognizes, that such a treatment will as a matter of fact have a significant effect upon the present balance of the air transport rights between Japanese and U.S. carriers. Therefore, the Government of Japan proposes that consultations between Japan and the United States be held in accordance with Article 16 (A) of the Agreement. In this connection, it is considered appropriate to discuss these matters on the occasion of consultations which are to be held prior to the end of 1970 in order to review the Agreement and the Schedule, as set forth in Paragraph 14 (2) of the Memorandum of Consultation of October 2, 1969.

The Government of Japan is prepared to give due consideration to the question of air transport operations in Okinawa by U.S. carriers presently serving Okinawa. However, it is necessary, as stated earlier in the preceding paragraph, that

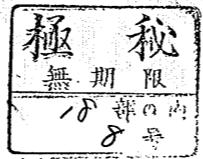
a

a mutually satisfactory agreement be reached between our two Governments with respect to the balanced air transport rights of both Japanese and U.S. carriers. Thus, it is difficult to accept the idea of seeking a separate solution for the question of continuation by U.S. carriers of air transport service to and from Okinawa, apart from the question of the balance of air transport rights between Japanese and U.S. carriers.

3. With respect to the United States request for the grant to U.S. carriers of the cabotage rights between Tokyo/Osaka and Naha for a temporary period of ten years after Okinawa reversion, the Government of Japan should like to call the attention of the Government of the United States to the fact that, under Article 7 of the Convention on International Civil Aviation (ICAO), each contracting State is granted, and almost all the contracting states are actually exercising, "the right to refuse permission to the aircraft of other contracting States to take on its territory passengers, mail and cargo carried for remuneration or hire and destined for another point within its territory". The Government of Japan, has consistently been following the policy to refuse the cabotage, and such permission for cabotage as requested by the United States can not be granted.

4. With respect to the point raised by the United States concerning the alleviation of the balance of benefits consequences of reversion, this is a matter which should be taken up on the occasion of consultations as set forth in 2. above. It should be mentioned here, however, that, as evidenced in the Memorandum of Consultation of October 2, 1969, the method for calculations of air route values employed by the United States is neither internationally accepted nor bilaterally agreed upon between Japan and the United States.

The Government of Japan considers that problems concerning the balance of benefits between Japanese and U.S. carriers should be discussed, and solution thereto should be sought, on the basis of a mutually agreeable method for calculation of route values.



沖縄における米航空権益の取扱いについて

(沖縄返還協定交渉の関連)

昭和45. 9. 26

アメリカ局北米第一課

去る7月24日在京米大使館スナイダー公使は、同日付トーキング。ペーパーをもつて、東郷アメリカ局長に対し、本件に関する日本側の好意的配慮方要請越したところ、これに対し、以下の考え方及び対処方針(案)をもつて臨むこととし、近く別添のトーキング。ペーパー(案)をもつて、米側にとりあえずの回答を発出することといたしたい。

1. 米側の要求事項とわが方の考え方

- (1) 米側の要求事項は次の3点に要約される。
すなわち、
(i) 現在沖縄へ業務を提供している米航空企業4社(NWA、FTL、TWA、COA)が、返還後も継続してその業務が行なえるよう沖縄での航空運輸権を確保したく、そのためには、返還の発効日に次とのおり現行附表を修正したい。

- (a) 米側路線1及び2に「那覇」を東京、大阪とともにゴーターミナルとして追加すること。
(b) 日米両国路線3.(注)を削除すること。
(注: いわゆる日本本土、沖縄間のみの路線)
(c) 那覇～大阪／東京間のカボタージュを暫定的に返還後10年間認めて欲しい。
(d) 上記(a)及び(c)の米側権益に対し、10年間の暫定期間中は、日本側の新権益のための代償を要求しないで欲しい。

なお、スナイダー公使は、その際、仮に沖縄の米航空権益が一挙に排除されると米国経済利益の喪失が明白なものとなり、米国議会筋等がこれを取上げるおそれもあるので、米国としては本問題を沖縄施政権返還問題の一環としてその枠組の中で処理したく、沖縄返還問題を討議する場でとりあげる、あるいはそこで原則的な合意に達しておいた上で航空交渉の場に持ち込むこととしたい意向である旨述べた。

(2) 上記米側要求事項に対しては、わが方としてはおおむね次のラインで考えることが妥当と考えられる。

(i) 将来の沖縄の航空権益上のポイントとしての価値を考慮した場合、現時点が同ポイントを高く売り込む好機であると考えられること、及び現行日米民間航空協定附表の不平等性の是正の手掛りとする上にも一つの好機と考えられること。

(ii) 1972年の沖縄返還はほぼ確定しているが、米国政府は返還後も在沖米国企業(航空企業を含む)に対し equitable treatment が与えられることを条件に、沖縄を返還するという立場をとつている以上、交渉技術上の問題は別として、極端な制限の方針をもつて臨むことは、返還協定交渉全体に悪影響を及ぼすおそれがあるのみならず、上記(i)のチャンスを失うことにもなりかねないと考えられる。

従つて、最終的にはカボタージュは別と

してその他の要求事項は妥当な範囲^{より}好意的に考慮する方向で検討し(ただし、TWA、OOAの東京/大阪への乗り入れは勿論認められない。)、これと引替えに日米航空路線権の不平等性是正のために、わが方が希望する新しい路線権(たとえばシカゴ)との交換を図るよう努めることが望ましいと考える。

(iv) 本件問題を討議する場としては、本件が沖縄返還問題の一環でもある以上、沖縄返還交渉の場(あるいはその航空専門分科会的な場)にかかわりをもつことを回避するわけには行くまいが、上記(i)(ii)の関係もあり、日米航空関係全般の観点から検討する上から、近く(年内?)開催予定の路線問題を主題とする日米航空交渉の場において必ずしも検討することとし、その場において合意を図るよう努めることが適当と考えられる。

2 対処方針(案)

- (1) 7月24日付米側トーキング。ペーパーに対する回答として、別添のトーキング。ペーパーを米側に発出するとともに、要旨次のとおり東郷アメリカ局長より発言願うこととする。
- (k) 日本側としては、本件に関して公正な取扱い (equitable treatment) の表現は避ける。たとえば mutually satisfactory treatment ということにしたい。)をする用意はある。
- (m) 米側の具体的な要求項目のうちカボタージュに関しては、IATA条約第7条の規定及び航空法第130条の規定に基づくわが国の方針としてこれを認めていないので、これを認めることはいかない。この点は米国政府としても米国内において外国企業によるカボタージュを認めないことと同様である。
- (n) さらに「那覇」を米側路線1及び2に追加する問題に関しては、この要求が恒久的な権利として要求されているところ、わが方としてはこの問題について前述のごとく公正な取

扱いを行なう用意はあるものの、他方上記は2国間航空協定上の両国の権利のバランスに重大な影響があるので、この問題は近く路線修正問題に関する航空交渉が行なわれる予定もあり、できる限りその場において検討させ、解決を図るよう努力されることといたしたい。

(ただし、上記交渉が遅れる場合には、東京において話し合うこともやむをえないと思われる。)

(e) トーキング・ペーパー第3点の収益格差の問題 (Alleviation of "Balance of Benefits"

Consequence of Reversion) に関しても、米側は日米航空協定に基づく両国の路線価値が、現在バランスしている(むしろ米側の計算によれば、昨年の交渉により1968年の米側に有利なインバランスより逆に日本側が有利となつてゐる。)との前提に立っているが、この前提には問題があるのみ

ならず、米側の路線価値の算定方式は米側が一方的に採用している方式にすぎず、国際的に認められている方式でなく、そのまま認めるわけには行かないが、前記附表修正問題を検討する場において、双方が合意しうる基準に従つて具体的に話合うこととしたい。

(4) なお、上記(2)の収益格差の問題に関連し、10年間の暫定期間中は沖縄・日本本土間の収益格差をもつて、日本側より新しい権利のための補償的 requirement の基礎となしないで欲しいとの要求があるが、かかる暫定期間（具体的に何年が妥当かの論議は別として）を含むなんらかの暫定的措置が必要かどうかについても、上記(4)の交渉の場で併せて検討することとしたい。

(2) 具体的対処方針（案）

年内に開催される航空交渉の場（ないしは沖縄返還交渉の一環としての航空専門分科会的な場）における具体的な対処方針（案）及

び応酬ぶりは、追つて詳細検討の上確定することとするも、おおむね次のラインにより対処することがしかるべきと考えられる。

- (1) 基本的には、航空権益上のポイントとしての「那覇」の経済的価値は、現時点において最も高いと思われる所以、これと日本側航空企業が必要とする米国における運輸権と交換するよう努める。
- (2) また米指定航空企業によるカボタージュ（東京～大阪～那覇間の国内営業）は、わが国の方針としてこれを認めない。
(ただし、同一企業（たとえば NWA/NWA）によるストップ・オーバー旅客の運輸権は、一般にカボタージュとは考えられていないので、相互主義に基づきこれを制限しない。)
- (3) わが国が満足しうる上記(1)の権利交換の約束がえられる限り、米側トーキング・ペーパーの第1点の要求、すなわち、現在沖縄へまたは沖縄を経由して運航を行なつてゐる米国の4航空企業のうち実質のある

NWA(やむをえざればFTLも)のみの現状どおりの運航を認め(注)(ただし、カボタージュは除く)、現行協定附表の米側路線1,2に「那覇」を追加(ただし、附表の具体的表示方法については検討を要する。)することに合意する。

(二) 上記(一)の権利交換の約束がえられず、かつ、沖縄返還協定交渉全般の進捗状況から、本件につきなんらかの暫定期的措置をとらざるを免ない場合には、(a)暫定期間を3年間とし、(b)同3年が経過した場合には「那覇」への米航空企業による業務は一応終了し、(c)その終了前に暫定期間経過後の措置につき再交渉を行なうこととする。

(注)

1. 現在運航している米国の4航空企業の継続運航問題については、現行日米航空路線権の平等化を図る上の一助とするとの観点から対処することとする。

2. このため日米航空協定に基づく現行両国

路線権の不平等性に言及しつつ、日本側の新権益(シカゴを含む)との関連においてのみ米航空企業の沖縄における航空権益に対する考慮を払う余地があることを強調する。米側の出方いかんによつては、次の制限的提案を行ないつつ、わが方の新路線権の獲得ないしその手掛りをうるよう努めることとする。

(1) 第1段階として、現在の米国の4航空企業のうちNWAについてのみは、歴史的実績もあり、3年程度の沖縄への継続運航(ただし、路線1及び2においてのみであつて、カボタージュは除く)を認めるとも、その他の航空企業については認めない。

(2) 第2段階として、NWAとFTLをすなわち、現在の指定航空企業2社のみについては、同様の継続運航は認めるも、その他の2社(TWA、OOA)については認めない。

米側トーキング・ペーパー(7月
24日付)に対するわが方回答案

1. 現行日米民間航空運送協定(以下「協定」といふ。)においては、沖縄は米国の一地点として考えられているが、平和条約第3条に基づき米国に与えられた権限が日本に返還された場合には、協定上の沖縄の地点は、日本国内の一地点として取扱われることとなり、従つて協定の附表の修正が必要となる。

日本政府は、「沖縄返還は米国の国際收支上の損失をもたらすべきでなく、また沖縄において業務を行なつてゐる米国企業の利益を害すべきでない」との基本的立場が、沖縄における米国民間航空企業の利益の取扱いについても当然適用されるべきであるとの立場をとるものではない。じかしながら、日本政府は米国の民間航空企業についても、日米双方にとって満足のゆく取扱いをするため討議する用意はある。

2. 米側要請項目の第1点、すなわち、現在沖縄において業務を行つてゐる米側指定航空企業2

社と非指定航空企業2社、計4社が、沖縄返還後においても、継続して沖縄における業務を行なうよう、米国が沖縄における航空運送権を引き保有すべき旨の要請、並びにかかる航空運送権を保持することは、現行協定附表の修正において確認せらるべきであるとの要請については、これは米側も指摘しあるとおり、事実問題として現行協定上の両国路線権のバランスに重大な影響があり、かつ、協定第16条(A)項に定める附表修正の問題でもあるので、まず同条項の規定に従つて両国間で協議を行なうことが最も妥当であると考える。

なお、昨年10月2日付の日米航空交渉の覚書第14項(2)により、1970年末までに附表の修正問題に関する交渉が行なわれることとなつているところ、その際に本件についても協議することが適當と考える。日本政府は沖縄返還後における上記米側 [] 航空企業による沖縄への継続運航の問題について妥当な考慮を払う用意があるが、両国航空企業権益の均衡に關

し、上記のごとくなんらかの満足のゆく合意が
えられることが必要であり、この点との関連な
しに沖縄に関する継続運航の問題のみを切離し
て別個の解決をはかることは困難である。

3. 米側要請項目の第2点の Temporary Continuation

of Okinawa-Japan U. S. Transport Rights、すなわ
ち、沖縄と日本本土間のカボタージュを認めて
欲しいとの要求に関しては、ICAO条約第7条
の規定により、同条約加盟国のほとんど全部が
カボタージュを認める権利を留保し、外国航空
企業に対してこれを許可しない方針をとつてお
り、日本政府も同様の方針を厳しくとつている
ので、いかに特殊事情があろうともこれを認め
ることは困難である。

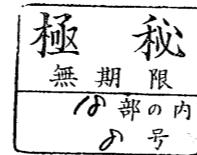
4. 米側要請項目の第3点の Alleviation of "Balance

of Benefits" Consequences of Reversion に關し
ては、前記2の話合いの場において取上げられ
るべき問題であるが、米側の路線価値の算定方
式は米国のみが採用しているものであり、国際的
に認められた基準ではなく、日本側が認めてい

ないことは昨年秋の交渉経緯にも明らかである。

仮に本問題について話しを行なうに當
つては、日米双方が合意しうる算定基準に基づ
いて検討し、解決を図る必要があると考える。

条約課長



「沖縄における米航空権益の取扱いについて
(沖縄返還協定交渉の実力)

昭和45. 9. 26

米比1

さきに配布したシナジム標記の文書(タイプ伝知文、14年9月)
の中、訂正を要する部分あり。割合のものと修改箇所
下記。

本文3頁、a6 判替トキシ・ペーパー(新紙)
(11~14頁)

(2) 上記米側要求事項に対しては、わが方としてはおおむね次のラインで考えることが妥当と考えられる。

(1) 将来の沖縄の航空権益上のポイントとしての価値を考慮した場合、現時点が同ポイントを高く売り込む好機であると考えられること、及び現行日米民間航空協定附表の不平等性の是正の手掛りとする上にも一つの好機と考えられること。

(2) 1972年の沖縄返還はほぼ確定しているが、米国政府は返還後も在沖米国企業(航空企業を含む)に対し equitable treatment が与えられることを要求し、わが方としても、かかる問題を sympathetically consider するという立場をとつて以上、交渉技術上の問題は別として、極端な制限的方針をもつて臨むことは、返還協定交渉全体に悪影響を及ぼすおそれがあるのみならず、上記(1)のチャンスを失うことにもなりかねないと考えられる。

従つて、最終的にはカボタージュは別と

トーキング・ペーパー

昭和45年9月29日

1. 現行日米民間航空運送協定（以下「協定」という。）においては、沖縄は米国の一地点として考えられているが、平和条約第3条に基づき米国に与えられた権限が日本に返還された場合には、協定上の沖縄の地点は、日本国内の一地点として取扱われることとなり、従つて協定の附表の修正が必要となる。

日本政府は、「沖縄返還は米国の国際収支上の損失をもたらすべきでなく、また沖縄において業務を行なつている米国企業の利益を害すべきでない」との米側の主張する立場が、沖縄における米国民間航空企業の利益の取扱いについても当然適用されるべきであるとの立場をとるものではない。しかしながら、日本政府は米国の民間航空企業についても、日米双方にとって満足のゆく取扱いをするため討議する用意はある。

2. 米側要請項目の第1点、すなわち、現在沖縄

において業務を行なつている米側指定航空企業

2社と非指定航空企業2社、計4社が、沖縄返還後においても、継続して沖縄における業務を行なうよう、米国が沖縄における航空運送権を引き続き保有すべき旨の要請、並びにかかる航空運送権を保持することは、現行協定附表の修正において確認せらるべきであるとの要請については、これは米側も指摘しあるとおり、事実問題として現行協定上の両国路線権のバランスに重大な影響があり、かつ、協定第16条(A)項に定める附表修正の問題でもあるので、まず同条項の規定に従つて両国間で協議を行なうことが最も妥当であると考える。

なお、昨年10月2日付の日米航空交渉の覚書第14項(2)により、1970年末までに附表の修正問題に関する交渉が行なわれることとなつているところ、その際に本件についても協議することが適當と考える。日本政府は沖縄返還後における上記米側航空企業による沖縄への継

続運航の問題について妥当な考慮を払う用意があるが、両国航空企業権益の均衡に関し、上記のことくなんらかの満足のゆく合意がえられることが必要であり、この点との関連なしに沖縄に関する継続運航の問題のみを切離して別個の解決をはかることは困難である。

3. 米側要請項目の第2点の Temporary Continuation of Okinawa-Japan U. S. Transport Rights 、すなわち、沖縄と日本本土間のカボタージュを認めて欲しいとの要求に関しては、ICAO条約第7条の規定により、同条約加盟国ほとんど全部がカボタージュを認める権利を留保し、外国航空企業に対してこれを許可しない方針をとつており、日本政府も同様の方針を厳しくとつているので、いかに特殊事情があろうともこれを認めることは困難である。

4. 米側要請項目の第3点の "Alleviation of "Balance of Benefits" Consequences of Reversion" に関する问题是、前記2の話合いの場において取上げられるべき問題であるが、米側の路線価値の算定方式

は米国のみが採用しているものであり、国際的に認められた基準ではなく、日本側が認めていないことは昨年秋の交渉経緯にも明らかである。仮に本問題について話し合いを行なうに当つては、日米双方が合意しうる算定基準に基づいて検討し、解決を図る必要があると考える。